

## 東京都板橋区あいキッズ事業実施要綱

(平成26年3月27日教育長決定)

(平成28年7月1日一部改正)

(令和7年4月1日一部改正)

(趣旨)

**第1条** この要綱は、東京都板橋区あいキッズ条例（平成25年東京都板橋区条例第44号。以下「条例」という。）及び東京都板橋区あいキッズ条例施行規則（平成26年板橋区教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、あいキッズ事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会)

**第2条** あいキッズの運営を円滑に行うため、板橋区放課後対策事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。所掌事項等については、別途要綱を定める。

(業務の委託)

**第3条** 教育委員会は、あいキッズの業務のうち、次に掲げる業務の執行を、学校法人、社会福祉法人その他の公益法人及び児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設又はこれに類する規則で定める事業を運営している法人（以下、「委託法人」という。）に委託することができる。

- (1) あいキッズの管理運営に関すること
- (2) 施設、附属設備及び物品の保全に関すること
- (3) 施設内の環境整備に関すること

- 2 前項の委託業務の執行に要する経費については、予算の範囲内において、委託料として支払うものとする。
- 3 委託法人は、教育委員会のモニタリング及びあいキッズ利用者からの意見聴取による評価、あいキッズを実施する小学校の評価、委託法人自身の自己評価を受けるものとする。
- 4 教育委員会は、前項の評価により、口頭又は文書による指導及び運営に対する改善措置の通告をすることができる。

(委託法人の選定)

**第4条** 法人の選定は、「板橋区プロポーザル方式実施要綱」（平成19年3月23日区長決定）に基づき、プロポーザル方式にて行うものとする。

- 2 前項により選定された法人の委託期間は、委託開始日から5年とする。ただし、次に掲げる各号に当てはまる場合、委託期間の途中であっても、委託法人の再選定を決定することができる。
  - (1) 運営委員会により引き続き委託することが不適當であると認められた場合
  - (2) 委託法人が、契約の更新を辞退した場合
- 3 前項の規定にかかわらず、運営委員会により、やむを得ない事情があり引き続き

委託することが適当であると認められた場合は、選定を行わず、委託契約を更新することができる。

(活動場所)

**第5条** あいキッズは、学校施設を利用し、体を動かす場所、体験及び交流活動を行う場所、学習や読書を行うための落ち着いて過ごせる場所等、目的別の拠点で活動を行うものとする。

(出欠管理及び時間管理)

**第6条** 条例第5条第2号のきらきらタイムを利用する者（以下「きらきらタイム利用者」という。）のうち、第1学年及び第2学年に在籍する児童に対しては、出席及び欠席の管理並びに帰宅時間の管理を行う。

2 きらきらタイム利用者のうち、第3学年から第6学年に在籍する児童に対しては、出席及び欠席の管理を行う。

3 条例第5条第1号のさんさんタイムを利用する者のうち、第1学年及び第2学年に在籍する児童で、保護者の就労等により、家庭においてさんさんタイムに適切な保護を受けることができない者は、規則第3条に規定する「あいキッズ利用登録申込書兼利用申請書」と就労証明書等の証明書類を併せて提出することで、第1項の管理を受けることができる。

(補食の提供等)

**第7条** きらきらタイム利用者の補食の提供等は、「あいキッズにおける食品の取扱基準について」（平成26年3月20日教育委員会事務局次長決定）に基づき、児童の健康に留意した安全な食品を購入し、実施する。

(職員配置)

**第8条** あいキッズにおいて児童を指導する職員は、次のとおりとする。

(1) 放課後児童支援員

東京都板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年3月13日東京都板橋区条例第19号）（以下、「基準条例」という。）第10条第3項に規定される基準を満たす者とする。

放課後児童支援員のうち、フルタイム雇用の常勤職員を主任とし、主任の内1名を責任者、その他1名を副責任者とする。責任者は、当該あいキッズの委託法人に2年間以上勤務経験があり、かつ教育施設・児童福祉施設等での実務経験と知識が豊富な者とする。

(2) プレイングパートナー

基準条例第10条第3項に規定する基準を満たす者とするができる。

2 前項に掲げる職員は、いずれも児童指導や区の方針を理解する者とし、職務前に必ずあいキッズマニュアル等のあいキッズ運営に関することを理解させるものとする。

3 あいキッズにおいて児童を指導する職員の最低配置基準は、次のとおりとする。

(1) 放課後児童健全育成事業

基準条例第10条の配置基準に基づき放課後児童支援員及びプレイングパートナーを配置する。

(2) 放課後子ども教室推進事業

参加する児童数に応じ、プレイングパートナーを2名～5名配置する。これを超える場合は、区と委託法人が協議の上、配置人数を決定する。

(職員の研修)

**第9条** 委託法人は、職員の資質の向上を図るため、児童の安全や保護者対応、連携についての職員研修を随時実施し、職員育成に努めるものとする。

2 委託法人は、新規採用職員に対して事前に十分な研修を行い職務に当たらせるものとする。

(巡回訪問)

**第10条** 委託法人の安全配慮や生活指導が適切か確認するため、区の職員が定期的にあいキッズを巡回する。

(利用料の徴収方法)

**第11条** 規則第16条第3項に規定する「別に定める方法」とは、教育委員会が発行した納入通知書による支払いとする。

(利用料の減免)

**第12条** 教育委員会は、きらきらタイム利用者が食物アレルギーを理由に、あいキッズにおいて第7条に規定する補食の提供を受けない場合は、規則第17条第1項第3号の教育委員会が特に必要があると認めるときに該当するものとし、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、それぞれ定める額を減額する。

(1) きらきらタイム利用者のうち、午後5時から午後6時又は午後7時まで利用する者 1,500円

(2) きらきらタイム利用者のうち、土曜日に利用する者 97円

(委任)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会事務局地域教育力担当部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

## 付 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし次項の規定は、教育長決定の日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為及び第12条の利用料の減免手続きは、この要綱の施行前においても行うことができる。